

令和4年（行ウ）第25号 旅券発給処分無効確認等請求事件

原告 近藤ユリ

被告 国

## 原告準備書面（1）

2022年11月28日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

弁護士 山 西 信 裕

1 被告は、被告第1準備書面の各所で東京訴訟の地裁判決（乙18）を論拠として引用している。

一方、原告は、同判決について、同判決をふまえて執筆された近藤敦教授の意見書（甲10号証）及び木棚照一教授の最新のコンメンタール（甲12号証）による論理的かつ実証的な批判を援用して、同判決の誤りを指摘し、本件訴訟での主張を組み立ててきた。

2 ただし、東京訴訟の地裁判決に対する批判的な見解を示しているのは近藤、木棚両教授だけではない。

たとえば、憲法学者の毛利透教授は、東京地裁の判決が憲法22条2項は日本国籍を「離脱させられない権利」を保障しないとしたことについて、

「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」

と指摘している（甲105）。

これは、東京訴訟地裁判決が、日本国籍剥奪が個々の日本国民にもたらす被害の重大性をまったく考慮せず、人権保障にわずかでも積極的ではなかったことを婉曲的に批判するものである。

3 では、なぜ、基本的人権尊重を基本原理とする憲法の下において、東京訴訟第1審の裁判体は人権保障に後ろ向きと評されるような憲法解釈を行ったのか。そして被告は、その憲法解釈になぜためらいなく依拠できるのか。

おそらくそれは、東京訴訟第1審の裁判体や被告の見解の根底に訴状152～153頁で原告が指摘した明治憲法体制下で一般的だった意識や発想が残存しているためであり、原告と被告の主張の対立（あるいはかみ合わなさ）は、上記の頁で原告が指摘した、現憲法に基づく発想から出発した主張と、明治憲法に親和的な発想から出発した主張との対立であると考えられる。

4 というのも、被告は、東京訴訟の第1審において、そして本件訴訟の被告第1準備書面67頁の最終段落冒頭部分で、「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」と述べている。

被告のこの論述は、国家に対する義務を負担することが個人が国家に人権享有主体性を認めてもらう前提であるとも読み取れるものであり、このような発想が現憲法よりも明治憲法に親和的なのは明らかだからである。

5 もちろんこのような読み取り方は、原告代理人の誤読か被告の誤記によるものの可能性がある。

そこで原告代理人は、上記論述の原典を確認するため、上記段落の末尾に挙げられている「春田哲吉「パスポートとビザの知識〔新版〕」164ページ」を参照してみた。しかし、上記のような論述は見当たらなかった。

6 原告は、被告第1準備書面67頁の最終段落冒頭部分の上記論述に対して的確な反論を行う必要があると考えている。

そこで原告は、被告に対して、上記論述の出典（ページ番号の誤記であればその旨でかまわない。）を、写しと共に示すよう、釈明を求める。

以上